



Nomura Research Institute Group

## 野村総合研究所 ESG 説明会 質疑応答

2020年2月20日(木) 野村総合研究所 東京本社

### 質問者 1 人目 (ESG 有識者)

Q1 : 事業を通じた社会価値の創造について、具体的な KPI もあるとのことだが、どのような指標で価値創造を測るのか。

A1 : 今年からスタートしている中期経営計画では、社会的価値と経済的価値の相互の関係性を整理した上で KPI を設定している。従来から経済的指標として設定している、事業活動における売上や利益などの KPI に加えて、通常の事業における KPI にはない社会価値創造に関する項目を付け加えている。つまり、従来あった KPI を CSV に紐づけることに加えて、そこでは網羅できないような、定性的な評価も新たに加えている。

事業セグメントごとには、約 60 の KPI が CSV に紐づく形で設定されており、これらの進捗を四半期ごとにレビューして、社会価値の創造を測っていきたいと考えている。

### 質問者 2 人目 (ESG 有識者)

Q2 : 人権報告書を今後公開する予定とのことだが、日本国内で公開している企業がほとんどない中、なぜそのような決定にいたったのか。

A2 : 人権報告書の発行は、ANA ホールディングスについておそらく国内で 2 社目になる。2 年前ぐらいから、現代奴隷法がイギリスやオーストラリアで施行され、それらに対する対応が当社としての人権活動のスタートラインだった。その中で、AI 等の技術によるプライバシーの侵害など、人権に関わる問題が情報サービス産業にもあることが分かり、人権デューデリジェンスをはじめとした、人権関連の対応を進めている。

人権報告書の発行を決めた背景は、数年前にグリーンボンド<sup>(※1)</sup>を事業会社として初めて発行した際の思いと似ている。当社がグリーンボンドを発行した後、多くの国内企業がグリーンボンドを発行して新たなグリーン債券市場が作られた。人権に関しても、当社が人権報告書を出すことによって他の国内企業が追随すれば、日本にも人権に関する活動が広がることにつながると考えている。

(※1) 地球温暖化をはじめとした環境問題の解決に資する事業に要する資金を調達するために発行される債権

### 質問者 3 人目 (メディア)

Q3 : ESG の取り組みを行う上で、意識している企業はあるのか。

A3 : 当社は、国際基準をベースとして取り組みをしているため、国内のみならず、海外の企業の活動等も参考としている。2014 年から毎年、海外の ESG 先進企業を訪問する活動を行っている。その中で Microsoft、SAP、NOKIA などの外国企業と意見交換をしている。また、当社はシステム

インテグレーターという海外では珍しい業態の企業であるため、外国企業が参考にならない点もあり、国内の同業大手の取り組みなども参考にしている。また、業態は異なるが先進的な取り組みをしている丸井グループや人権活動に優れた ANA ホールディングスも参考にしている。

Q4：具体的には、ESG に関して投資家とどのような対話をしているのか、またそれをどのように御社の ESG の取り組みに取り入れているのか。

A4：本日の ESG 説明会も、投資家とのダイアログ（対話）の一部と捉えている。日本では、ESG の取り組みだけに絞って外部に報告する文化がまだ定着していないため、例えば ESG 説明会を今後も年に 1 回しっかりと実施し、当社の取り組みを説明していきたいと思っている。

海外では、2014 年から年に 1 回、外国企業とのダイアログを実施している。ESG の取り組みに優れている Microsoft、SAP などの企業や、BNP Paribas、Aviva Investor などの ESG 投資家、Vigeo Eiris や RobecoSAM などの評価機関を訪問し、企業の ESG 活動の在り方などを議論している。

ESG の取り組みに優れている企業では、あえてネガティブな情報を開示するほうが欧米では管理体制の優れた企業と認識される話や、再生可能エネルギーを調達するためのファンド創設の話などを伺った。

評価機関等では、「評価機関として企業の CSV 活動を評価したいが、客観的評価が難しい取り組みなので、まず ESG の基盤部分（ネガティブインパクトの抑止部分）を評価した上で CSV を見ていきたい」という意見を頂いている。

また、数多くの海外のデータセンターも見学をしている。ストックホルムの岩の中にあるデータセンターや、ヘルシンキの排出した地熱を街全体で使用する仕組みを持つデータセンターなど、特徴のあるデータセンターを見学している。

これらのことが、当社のこれまでの活動や今後の活動に生かされている。

Q5：今後導入を検討しているクローバック条項<sup>(※2)</sup>の具体的な条件は。

A5：不正があった場合にストックオプションの没収を行うマルス条項<sup>(※3)</sup>は既に導入していたものの、クローバック条項は未導入だった。基本的には、会計不正に関連して決算数値に誤りがあった際などに再計算し、対象役員の現金賞与を調整するものである。

(※2) 2008 年の金融危機以降に欧米を中心に導入が始まった、不正会計や投資失敗に伴う巨額の損失が生じた場合に、支払い済みの役員報酬を会社に強制的に返還させる仕組み

(※3) 不正会計や投資失敗に伴う巨額の損失が生じた場合に、支給済みのストックオプションを会社に強制的に返還させる仕組み

#### 質問者 4 人目（アナリスト）

Q6：資料の中にデータセンターの電力使用量の見通しがあるが、2030 年時点でデータセンターのキャパシティが変わらないという前提の上で算定されているのか。

A6：キャパシティは変わらない前提で算定している。TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）のシナリオは、事業計画に基づくデータセンターの電力需要から分析して作っている。ここ 4～5 年で古いデータセンターから新しいデータセンターにシステム移行しており、キャパシティの面では余裕があると考えている。

Q7：現在、国内では再生可能エネルギーの供給も十分でないと思うが、RE100 に加盟している NRI はどのようにして、2030 年の再生可能エネルギー利用率 36%を達成するのか。

A7：「2030 年に温室効果ガス排出量 55%減（2013 年度比）」という目標を達成するには、省エネだけでは限界があり、データセンターで使用するエネルギーの 36%近くを再生可能エネルギーにする必要があると試算している。どのように達成していくのかは検討中だが、実現可能性を見極めながら目標を設定する考え方ではなく、目標を決めてから実現方法を考えていくという欧米の考え（バックカスティング）が重要と考えている。

現状では、グリーン電力証書等が RE100 の基準を満たさない等の問題があり、再生可能エネルギーの調達には苦慮している。当社としては RE100 の基準を満たす再生可能エネルギーの調達方法を模索中であり、その中でトラッキング付非化石証書の調達を選択肢の一つとして考えている。

以上